

## 松江市週休2日工事試行要領(港湾・漁港漁場工事編)

### (趣旨)

第1条 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行する中、将来にわたり安定的に社会資本を整備及び維持していくためには、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休2日の確保による建設現場における労働環境改善が求められている。

本要領は、地域建設業において労働環境の改善を図るために「週休2日工事」の実施に当たり必要な事項を定めたものである。

### (定義)

第2条 港湾・漁港漁場工事における「週休2日工事」とは、「4週8休以上」の工事のことをいい、単位期間において、8日以上現場閉所があることをいう。なお、期間内に祝日、夏季休暇(土日を除く3日間)、年末年始休暇(土日を含む6日間)が含まれる場合は、これらの日数を加えた日数の現場閉所があること。

2 「対象期間」の起算日は、工事着手日(現場事務所等の設置、または測量の開始)以降の最初の土曜日とする。

現場閉所の確認は、起算日から工事完成日(工事竣工届の提出日)の2週間前までの時点(これを確認期限という)で単位期間が確保できる期間を対象とする。

なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。

3 「単位期間」とは、土曜日を起算日とし4週目の金曜日までの連続する4週間(28日間)をいう。

4 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。現場閉所には、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日も含むものとする。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業のみを行う場合は現場閉所とはならない。

また、現場管理上必要な作業とは、安全巡視やコンクリートの養生状況等の現場確認等、元請職員が短時間でいう行為や、元請職員の地域行事や現場見学会等への参加などをいう。ただし、元請職員についても建設現場における週休2日取得の取り組みの趣旨を踏まえて、代休の取得など休日の確保に努めるものとする。

5 「4週8休」とは、起算する土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。(資料1参照)

6 「週休2日」とは、土曜日から金曜日までを1週間とし、それぞれの週について、その週に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。(資料1参照)

### (対象工事)

第3条 松江市産業経済部水産振興課が所管する工事を対象に週休2日工事(発注者指定型)及び同(受注者希望型)のいずれかの方式で発注することを原則とする。ただし、発注者が対象期間内の現場施工期間を7日未満で想定している工事は対象外とする。

なお、港湾工事・漁港漁場関係工事（浚渫工事、構造物工事）及び海岸工事（港湾に関わる海岸・水産庁所管）以外の工種区分により工事費を積算する工事については、「松江市土木工事における週休2日工事試行要領」を適用するものとする。

（発注方式）

第4条 「週休2日工事」の発注方式は、発注時点で「週休2日工事」を実施することを発注者が指定する「発注者指定型」を原則とする。ただし、第3項の対象となる工事は除く。

## 2 発注者指定型

発注者が、発注時から受注者に対して週休2日の確保に取り組むことを指定する発注方式。

## 3 受注者希望型

受注者が工事着手前に発注者と協議し、週休2日の確保に取り組むか否かを選択する発注方式。対象となる工事は、以下のいずれかとする。

(1) 当初設計金額250万円未満の工事

(2) 災害復旧工事

(3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

（例）緊急的、時間的制約があるもの

(4) 維持管理業務等の工期があらかじめ決まっているもの等

また、現場閉所を原則とするが、困難と判断した場合、受注者は「週休2日交替制工事」を選択することができる。

「週休2日交替制工事」とは、単位期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら、個人単位で週休2日相当（以下、交替制4週8休以上）の休日確保する工事のことをいう。

「技術者及び技能労働者」とは、施工体制台帳に記載した元請業者及び下請業者における、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者をいう。ただし、対象工事に従事する期間が著しく短い者を除く。

（実施方法）

第5条 発注者は、設計図書に「松江市週休2日工事特記仕様書（港湾・漁港漁場工事編）」を添付し、施工条件書に「週休2日工事（発注者指定型）」または「週休2日工事（受注者希望型）」である旨を明記するものとする。

2 受注者は、発注者指定型においては、週休2日工事を確保できる工期を受発注者間で共有した後、速やかに「休日等取得計画表」等により取得計画を監督職員へ提出するものとする。

3 受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に、「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を書面（様式1）により発注者に報告するものとする。

4 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。

5 発注者が対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定し、契約時に対象外としていた工事について、現場施工期間が7日以上必要なことが判明した場合は、受発注者間の協議により週休2日対象工事とすることが妥当と判断されれば、その対象とすることができる。なお、その実施方法は「受注者希望型」に準ずる。

6 その他実施に当たっては、「松江市週休2日工事特記仕様書（港湾・漁港漁場工事編）」により

行うものとする。

#### (工期設定)

第6条 発注者は、現場の週休2日が確保できるよう適正に工期を設定しなければならない。

なお、発注者は、受注者からの発議があった場合で以下の全てに該当する場合、週休2日の実施にあたり必要となる工期の変更に応じるものとする。

- (1) 受注者が作成した工程が妥当であると判断でき、当初発注時の工期では週休2日の確保が困難であると認められる場合
- (2) 社会的要請等の制約がなく、工期の変更が可能である場合

#### (工事成績評定)

第7条 発注者は、対象期間において週休2日相当(4週8休以上)を確保できた場合は、総括監督員、監督員において工事成績評定の「Ⅱ. 工程管理 その他」にて評価するものとする。なお、週休2日を確保できなかった場合において、減点を行わないものとする。

#### (工事費の積算及び設計変更)

第8条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、対象期間中の全ての単位期間で現場閉所4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。

- 2 発注者は、「受注者希望型」においては、対象期間中の全ての単位期間で4週8休以上の現場閉所または個人単位での休日確保ができた場合は、以下のとおり補正を行い、設計変更するものとする。

なお、工場製作、工事において実施する設計等業務、測量調査、土質調査(チェックボーリング)等は労務費補正の対象としない。

- 3 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。

##### (1) 労務単価

積算において使用している職種の労務単価に補正係数 1.05 を乗じるものとする。(小数点以下切捨)

##### (2) 機械経費(賃料)

積算において使用している機械の機械経費(賃料)に補正係数 1.04 を乗じるものとする。(小数点以下切捨)

##### (3) 共通仮設費率

積算において使用している共通仮設費率に補正係数 1.02 を乗じるものとする。(小数3位四捨五入)

##### (4) 現場管理費率

積算において使用している現場管理費率に補正係数 1.03 を乗じるものとする。(小数3位四捨五入)

##### (5) 市場単価

施工規模等補正後の市場単価に工種毎に定めた補正係数(資料2参照)を乗じるものとする。

(小数点以下切捨)

なお、港湾工事・漁港漁場関係工事以外の市場単価、標準単価は補正の対象外とする。

(6) 施工パッケージ

標準単価から積算単価への補正において適用する採用地区の労務単価について、(1)により算出した労務単価を適用する。

(履行証明書)

第9条 発注者は、第5条に定められた実施方法により週休2日に取り組み、4週8休以上の現場閉所または個人単位での休日確保が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、受注者から「週休2日工事履行証明書」(様式2)が提出された場合、記載内容を確認の上、週休2日工事の履行を証明するものとする。

(提出書類の虚偽)

第10条 提出された休日等取得実績表または、休日取得状況表に虚偽の記載が工事中又は工事完了後に判明した場合、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。

附則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月22日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

ただし、既発注工事等においても本通知日以降に契約締結する工事等については、受発注者協議により適用可能とする。